

京都市情報公開審査会答申第76号の概要

答申年月日	平成18年11月13日
請求内容	(平成12年度の家屋の)評価額(固定資産税)を決める計算において、数量及び金額の有効数値(有効桁)に対する端数の扱い及び処理方法(切り捨て or 切り上げ or 4捨5入等)を定めたもの
所管課	理財局税務部資産税課
所管課の決定	請求内容は、一般に閲覧されている文書に含まれている内容であり、公文書公開請求制度の対象とならない文書であるとの公文書公開請求却下処分を行った。
所管課の主張	<p>1 請求内容については、平成12年度固定資産評価要綱(以下「要綱」という。)及び平成12年度固定資産評価要領(以下「要領」という。)に規定しており、本件請求に沿った文書は、要綱及び要領である。</p> <p>2 条例第2条第2号では、「図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの」は、条例に規定している公文書には当たらないとしている。</p> <p>要綱及び要領は、本市情報公開コーナーに一般に公開する目的で開架されており、誰でも自由に閲覧することが可能であることから、条例に規定している公文書には当たらない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 既に公開されている又は、市販されている文書には、私が知りたく必要とする数値の取扱いを記した文書はない。したがって、却下したことは不当である。</p> <p>2 公開を求めているのは、固定資産税を評価確定するに当たり用いている「家屋評点調査票」に記されている補正項目において、補正評点を求めるための係数表記における、端数の処理基準である。</p> <p>3 補正係数には、固定数値を有効数値とするものと、範囲数値を有効数値とするものがあるが、算出された数値が固定数値である補正係数の中間値となったときに補正係数を定める基準の公開を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 審査会では、異議申立人の請求の意図を広く解し、「固定資産税を評価確定するに当たり用いている『家屋評点調査票』に記されている外周壁骨組等の補正項目において、補正評点を求めるための係数表記における、端数の処理基準」についての公開請求として、本件処分についての検討を行った。</p> <p>2 固定資産の評価方法についての所管課の主張を聞く限りにおいて、補正係数の端数処理は一定の基準に基づいて行われているが、異議申立人が基準の公開を求めているような端数処理が行われているとは認められなかった。</p> <p>3 また、所管課が説明に使用した要綱、要領、手引等の文書を確認したが、異議申立人が求めるような補正係数の端数処理に関する記載は認められず、その他に記載された文書が存在することを窺わせる事実も認められなかった。</p> <p>4 したがって、異議申立人が求めるような補正係数の端数処理について記載された文書は存在しないものと認められる。</p> <p>5 以上のことから、公文書公開請求却下処分を取り消し、改めて、公文書不存在による非公開決定処分を行うことが適当であると判断する。</p>